

# 豊岡市 屋根の雪下ろし補助制度

## ○ 対象

世帯全員の市民税が非課税で次のいずれかに該当する世帯

- ① 65歳以上の高齢者のみの世帯
- ② 重度障害者のみの世帯（身体障害者手帳1級・2級、療育手帳A判定、精神障害者保健福祉手帳1級）
- ③ 母子世帯（母親と18歳未満の子とで構成される世帯）
- ④ ①～③までの組み合わせの世帯

※①②の世帯に18歳未満の方がいても可

※世帯は、住民票上の世帯ではなく、実際の居住実態などを考慮して市が判断します。

## ○ 要件

現に居住している住宅（借家は除く）の屋根からの雪下ろし、下ろした雪の最小限の片付けを業者に委託して行った場合

※建設業者や瓦業者等の専門業者に委託して雪下ろしを行った場合のみ対象となります。

※業者の指定はありません。雪下ろし対応の可否や料金については、各業者に直接お問い合わせください。

## ○ 補助金額

1回の雪下ろしに要した費用の2分の1（千円未満切捨て、3万円を限度）

## ○ 補助回数

年度内 1世帯当たり 3回まで

## ○ 申請手続き

雪下ろしを行った後、下記の書類を市に提出してください。

- ①申請書
- ②実施計画書
- ③実績報告書
- ④請求書
- ⑤支払った費用の領収書の写し
- ⑥障害者手帳の写し（該当の方のみ）



※申請書類（①～④）は高年介護課・各振興局の窓口で配布しています。市ホームページからダウンロードすることもできます。

### 《申請書類の提出・問合せ先》

豊岡市 高年介護課（豊岡市立野町 12-12） TEL 0796-29-0055  
（提出は、各振興局 市民福祉課 でも可）

